平成２０年（フ）第１１６５号
埼玉県さいたま市大宮区仲町２丁目３番地
破産者　株式会社アルファデザインホーム
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第７４７号
埼玉県上尾市大字平塚2454番地８
破産者　有限会社アペックス・ジャパン
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成１８年（フ）第１６８０１号
東京都墨田区両国２丁目17番３号
破産者　株式会社アイメディア・ジャパン
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４０４５号
兵庫県赤穂郡上郡町井上174―９
破産者　内田　　泉
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４０９０号
兵庫県神崎郡神河町粟賀町282―３
破産者　高木省次郎
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７５６３号
神奈川県横浜市港南区港南台６丁目１―10―402
破産者　金井　信幸
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７９０１号
東京都葛飾区金町５丁目26番11―801号
シャンノール金町
破産者　蓑和　則幸
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８１５４号
神奈川県横浜市中区本牧荒井158番地８号緑が丘サンコーポ３Ｆ
破産者　株式会社フェアネスクリエイション
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８３３５号
神奈川県横浜市中区本牧間門１―２―３Ｆ
破産者　小野　昌彦
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９９１７号
神奈川県平塚市横内4179―20
破産者　川口　幸子
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第９２６号
東京都武蔵村山市大南３丁目１番地の５
破産者　有限会社丸武
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２０年（フ）第９２７号
東京都武蔵村山市伊奈平５丁目35番地の14
破産者　半田　孝夫
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２０年（フ）第９２８号
東京都武蔵村山市伊奈平５丁目35番地の14
破産者　半田そのみ
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３８４号
東京都稲城市平尾１丁目37番地の３
破産者　尾原　秀治
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第６７３号
東京都日野市大字日野2995番地の１レオパレスベルク201
破産者　阿部　貴之
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１４３６号
横浜市泉区緑園５丁目21番地26
破産者　有限会社アイビーサウンドデザイン
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成１９年（フ）第５２８号
山梨県甲府市塩部一丁目13番12号
破産者　株式会社宮崎造園
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第８２４号
愛知県岡崎市井田町字唐機関33番地
破産者　株式会社ナカエ
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２０年（フ）第１２５号
奈良県北葛城郡王寺町久度３丁目12番18号
破産者　有限会社ボディショップ光村オートサービス
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２０年（フ）第７０１１号
大阪市平野区長吉長原２丁目２番68号
破産者　有限会社アプト
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第９７８６号
大阪市中央区本町４丁目６番17号
破産者　株式会社アミヤ
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１２８８号
大阪府東大阪市中石切町５―１―33、商業登記簿上の本店所在地大阪府寝屋川市成田東が丘27番24号
破産者　有限会社ネバーランド
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３４７３号
大阪府茨木市豊原町５番33―203号
破産者　有限会社インミラクル
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部